



10月11日開催 東地申第6号

【その1】

「京葉線・武蔵野線の乗務員基地再編について」に関する申し入れ(その2)

団体交渉を行う!

1. 東京電車区(東京駅京葉線地下3階)における京葉運輸区(仮称)発足までの工事計画・スケジュールを明らかにすること。

(回答)必要な社員周知は行っていく考えである。

- ◆ 工事スケジュールを明らかにすること。
- ◆ スケジュール通りなのか。
- ◆ 発足時期について、2023年度上期としているが、具体的にいつなのか。
- ◆ 京葉運輸区(仮称)の発足と移転は同時期で良いのか。
- ◆ ダイヤ改正のタイミングではないことから、どの時期に発足にするのか。
- ◆ ダイヤ改正以降に京葉運輸区(仮称)が発足する場合、行路・交番・枠数の考えはどうなのか。
- ◆ 京葉運輸区(仮称)の名称は駅名や地域名だったが、なぜ線区名なのか。
- ◆ 標準数・実施時期については「決定次第お知らせする」と書いてあることから、別途提案すること。
- ◆ 上野運輸区は2022年3月、総武運輸区(仮称)、埼京運輸区(仮称)は2024年3月と具体的に実施時期が示されているが、京葉運輸区(仮称)が2023年度上期としている理由は何か。

組合

- ◆ 旧東京電車区の撤去工事は終了している。
- ◆ 概ねスケジュール通り進んでいる。
- ◆ 現段階では明確に示せない。早期に示したいと考えている。決まり次第お知らせする。
- ◆ 発足と移転は同時期である。
- ◆ 東京新幹線運輸区と上野運輸区はダイヤ改正時に行っている。京葉運輸区(仮称)は工期の長さから2023年度上期としている。
- ◆ 変行路と運用改正のどちらが最適か検討している。
- ◆ 2018年に示した「今後の乗務員基地再編について」で示したものであり、特に意図はない。
- ◆ 業務量の変動があれば提案を検討している。
- ◆ 工期の量によって、異なっている。

**実施時期等については成案になり次第
提案することを強く求める!**

会社

2. 京葉運輸区(仮称)の間内レイアウトを明らかにすること。また、そのレイアウトや使用方法は現場社員の意見を反映して進めること。

(回答)必要な設備の整備は行っていく考えである。

- ◆ 間内レイアウトを示すこと。
- ◆ いつなら示せるのか。
- ◆ 現場からの意見を聞いてレイアウトに反映するのか。
- ◆ 内覧会は開催するのか。

組合

- ◆ 現時点では決まっていないので示せない。
- ◆ 現時点ではいつ示せるか判断できない。
- ◆ 直前では難しいが、机や椅子、休憩・食事スペースの物については動かせる。
- ◆ 発足が近くなったら、実施する予定である。

会社

その2へ続く



10月11日開催 東地申第6号

【その2】

「京葉線・武蔵野線の乗務員基地再編について」に関する申し入れ(その2)

団体交渉を行う!

2項の続き

- ◆ 耐震や災害等の対策を行うこと。
- ◆ LGBTの社員の対応するための設備は整備を行うのか。
- ◆ 会議室はガラス張りなのか。
- ◆ レイアウトについては区長や管理者にコミュニケーションを取ることにはできるのか。

組合

- ◆ 法的な基準について、満たすよう対策は行っていく。
- ◆ 東京新幹線運輸区、上野運輸区でもLGBTの社員が利用を想定した設備を整備していることから、京葉運輸区(仮称)でも同様に整備をしていく考えである。
- ◆ ガラス張りの会議室の方が明るく開放的になることから、すべての会議室ではないが、そのような会議室を整備していく考えである。
- ◆ 問題はない。

会社

レイアウト等について、現場でコミュニケーションを取ることには問題ないことを確認!

3. 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ロッカールーム・食事スペース・休憩スペース・執務スペース・水回りスペースはそれぞれ区別して整備し、かつ、それぞれのスペースはゆとりを持たせること。

(回答)必要な設備の整備は行っていく考えである。

- ◆ ロッカールーム・食事スペース・休憩スペース・執務スペース・水回りスペースはそれぞれ区別して整備すること。
- ◆ 喫煙スペースを確保してほしい。
- ◆ 京葉運輸区(仮称)が発足した時は、今の京葉詰所(他職場の詰所)は残るのか。
- ◆ ロッカーは、どのように整備されるのか。
- ◆ 地下職場であることから換気などの対策も盛り込まれてつくられているのか。
- ◆ 運転掲示等はデジタルサイネージになるのか。また、その判断は誰がするのか。

組合

- ◆ 総体的にどのような配置が良いのか検討はしている。必要なスペースはゆとりをもって使えるように検討をしている。
- ◆ 喫煙スペースはある。どのくらいの喫煙スペースをつくるは検討していく。
- ◆ 現時点で示せるものはないが、近傍に京葉運輸区(仮称)の本区があることから、詰所のあり方については今後議論していく。
- ◆ ロッカーの仕様については決まっていない。必要な物が入るロッカーは整備していく。
- ◆ 十分な換気をまかなっている。何かあった時の装置も設置している。
- ◆ 現場で決定していくものと考えている。

会社

その3へ続く



10月11日開催 東地申第6号

【その3】

「京葉線・武蔵野線の乗務員基地再編について」に関する申し入れ(その2)

団体交渉を行う！

4. 寝室数を明らかにすると共に、寝室のリニューアルについては良質な睡眠を確保する観点から防音等必要な対策を講じること。

(回答)必要な設備の整備は行っていく考えである。

- ◆ 寝室の具体的な数はどのくらいか。
- ◆ どのようなリニューアルをしているのか明らかにすること。
- ◆ 寝室の場所は現行と変わらないか。
- ◆ 前泊者や見習いを含め十分な寝室数が確保されているのか。
- ◆ 今後予定されている総武運輸区(仮称)の発足を見越した上での寝室の整備を行っているという認識で良いのか。

組合

- ◆ 現時点で示せるものはない。必要な寝室数は確保していく。
- ◆ 壁を厚くするのは難しいが、防音は一定程度行なっている。今よりも悪くなることはない。
- ◆ 寝室以外に転用ができない。現行の場所に寝室ができると考えて良い。
- ◆ 十分な寝室数を確保していく考えである
- ◆ その通りである。

会社

5. 衛生上の観点から、浴室には浴槽のほか、シャワールームを設置すること。また、洗濯機・乾燥機および、物干し場を設置すること。

(回答)必要な設備の整備は行っていく考えである。

- ◆ 必要な設備とはどのような整備なのか。
- ◆ 女性の浴室についての考え方は。
- ◆ シャワールームの数はどのくらいか。
- ◆ 浴槽の大きさや蛇口の数を確認すること。
- ◆ 運転士と車掌が同じ職場になることから、同じ列車で到着した場合、順番待ち等が発生しないようにすること。
- ◆ 洗濯機・乾燥機・物干し場の設置の考えはあるのか。

組合

- ◆ シャワールームを設置するようになると考えている。浴槽もある。
- ◆ 男性と女性で考え方に違いはない。男性にある物は、女性にもつける。
- ◆ 現時点で示せるものはない。検討していく。
- ◆ 現段階では決まっていないが、必要な広さや数は確保していく考えである。
- ◆ 順番待ちが発生しないように検討をしていく。
- ◆ 現場の現状を見て判断していく。制服等を職場で洗濯するのか自宅に持ち帰り洗濯するのかどちらが「あるべき姿」なのか検討をしていく。

会社

その4へ続く



10月11日開催 東地申第6号

【その4】

「京葉線・武蔵野線の乗務員基地再編について」に関する申し入れ(その2)

団体交渉を行う!

6. 京葉運輸区(仮称)の発足をはじめとする異動については、本人の希望を尊重すること。また、下期の自己申告書に基づく面談の他、本施策に伴う面談を実施すること。

(回答)異動については就業規則に則り取り扱うこととなる。また、自己申告書の面談等を通じ、社員の状況等の把握に努めていく考えである。

- ◆ 本施策の面談は、検討しているのか。
- ◆ 京葉運輸区(仮称)について、具体的なものがわかっていないと書ききれない。示し終わった上で、施策に伴う面談を行うべきだ。
- ◆ 人によって面談内容に差があるのは良くない。統一性をもってやってほしい。
- ◆ 自己申告書に記載したことは尊重してほしい。

本施策に伴う面談は行うべきと主張!

組合

- ◆ 面談の回数や方法ではなく、中身である。面談に限らず、普段のコミュニケーションの中で管理者に皆さんの思いを伝えてほしい。
- ◆ 本施策の面談をやるかは決まっていない。
- ◆ 社員によって内容に差があるのは望ましくない。平準化するようにしていく。
- ◆ 自己申告書に記載したことは見ていくが、その後に内容が変更となった際は、その都度、管理者に相談してほしい。

会社

7. 京葉運輸区(仮称)の発足にあたっては、安全はもとより教育・技術継承の観点からも関係する乗務員職場に在籍する社員を移行したうえで万全な体制とすること。

(回答)異動については就業規則に則り取り扱うこととなる。なお、必要な要員は確保していく考えである。

- ◆ 線区を熟知し、経験を積んだ人が異動するのがベストであると考えている。
- ◆ 発足時に他区所からの異動はあるのか。

組合

- ◆ 必要な要員と技量をもった人を異動させていく。
- ◆ 他区所からの異動については否定はしない。養成の状況も考慮していく。

会社

8. 本交渉ならびに2021年8月31日に申し入れ、9月24日に開催された東地申第4号「京葉線・武蔵野線の乗務員基地再編について」に関する申し入れ(その1)の団体交渉の議論経過に基づき、今後発生した問題点や諸課題についてはその克服および、さらなる安全とサービスレベルの向上のために、十分な労使協議を行うこと。

(回答)具体的な提起があれば「労使間の取扱いに関する協約(令和3年10月1日締結)」に則り取り扱うこととなる。

- ◆ スケジュール等、決まっていないものが多くあった。別途、提案を求める。何か問題があれば、申し入れを行なっていく。

組合

- ◆ 提案は会社が判断すること。検討して必要があれば提案していく。具体的な提起があれば、団体交渉など協約に則って取り扱っていく。

会社